



国 監 告 第 1 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和2年度第1回定期監査  
における指摘・要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

令和3年1月15日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 藤 田 貴 裕

(写)  
国政経発 222 号  
令和 3 年 1 月 15 日

国立市監査委員 庄 司 雅 様  
国立市監査委員 藤 田 貴 裕 様

国立市長 永 見 理 夫

令和 2 年度第 1 回定期監査における指摘・要望事項の措置について（通知）

令和 2 年 11 月 27 日付国監発第 30 号により提出がなされた件について、下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

## 記

### 1. 措置内容

別紙のとおり

### 2. 指摘・要望事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 健康福祉部

福祉総務課、生活福祉担当、健康増進課、健康づくり担当

担当部局長 健康福祉部長 大川 潤一

以上

## 【指摘事項】

## ①職員の時間外勤務について

職員Aについて8月28日の退勤時刻の打刻が21:52であるが、時間外勤務の申請が20:00までしか申請されていなかった。

主管課において調査した結果、申請時間以後も時間外勤務の対象であったことが判明し、時間外勤務として処理した。

申請した内容と事実が違った場合には、必要であった時間外勤務時間数を速やかに上司に報告し、必要な手続きを取るよう徹底されたい。

## 措置前の状況

本件について、時間外勤務申請時間と実際の勤務時間が異なっていることを当該職員は上司に報告せず、また、上司も確認不十分のまま承認処理を行っておりました。そのため、実際の勤務時間と時間外勤務時間が異なる結果となりました。

## 措置の内容

当該職員の8月28日の勤務状況を調査した結果、申請時間以後も時間外勤務の対象であったことを確認しました。そのため、従前の申請事項を訂正し、正しい時間外勤務時間で処理を行いました。

今後に向けて、時間外勤務申請時間と実際の勤務時間が異なった場合、職員は上司に速やかに報告することを改めて徹底いたします。また、上司として管理する職員においては、職員の勤務時間の確認が疎かにならないように努め、勤怠管理上の指導を改めて行うことで再発防止に繋げてまいります。

【要望事項】

①職員の時間外勤務の状況について

時間外勤務命令簿や出勤簿から時間外勤務が常態化している傾向がみられた。また、特定の職員に時間外が集中していた。職員の健康管理の面からも、特定の職員に時間外勤務が集中しないよう引き続き、業務の平準化を図るとともに業務改善などの対策に努められたい。

措置前の状況

当課は、生活する上で様々な課題を抱えている方への支援などを行っており、福祉総合相談窓口には多くの相談が寄せられております。それらの対応のため、職員の時間外勤務が発生している状況です。特に、当課に新しく配属された職員や係長級職員は、相対的に時間外勤務が多い傾向にあります。

また、今年度はコロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮している方が増加傾向にあり、比例して業務量も増えております。よって、課全体で時間外勤務時間を大幅に減少させることは難しい次第です。

措置の内容

前述のような状況下ではありますが、昨年度より事務の標準化・効率化を図り、業務改善を進めるなかで、これまでよりも作業時間の短縮や、一人あたりの時間外勤務時間の減少に繋がる成果が徐々に生まれてきております。

今後は、各職員の勤務状況を把握しながら、それぞれの職員が能力を発揮することができるよう、引き続き、対応していきたいと考えております。

【要望事項】

②職員出勤簿の勤務時間と打刻時間、休暇申請の整合性について

職員Bについて8月26日の13:00～17:15までの休暇を申請しているが、退勤時刻の打刻が17:25となっていた。

主管課において調査した結果、午後もそのまま勤務を続けたため、休暇の取り消しの申請をすべきところ、手続きを忘れていたことが判明した。

休暇等の勤怠管理は職員の労務管理を行う上で重要な事務であることから、申請した内容と事実が違った場合には、速やかに上司に報告し、訂正を行うように徹底されたい。

措置前の状況

本件は休暇申請したにも関わらず、実際の退勤時間が17:25であったことを当該職員は、上司に報告せず、また、上司も確認不十分のまま承認処理を行っておりました。そのため、実際の勤務時間と休暇時間が異なる結果となりました。

措置の内容

当該職員の8月26日の勤務状況を調査した結果、休暇申請していたにも関わらず、そのまま勤務を続け、17:25まで勤務していた事実を確認しました。そのため、休暇申請を訂正し、当該日の勤務形態を通常勤務に改めました。

今後に向けて、休暇申請したにも関わらず、突発的な事象により対応せざるを得ない等の事態になった場合、職員は上司に速やかに報告・相談するとともに、勤怠管理上、必要な事務処理を遅滞なく行うように徹底いたします。また、上司として管理する職員においては、改めて職員の勤務時間の確認が疎かにならないように努めてまいります。

【要望事項】

③公印の管理状況について

福祉事務所長印（16ミリ×10ミリ・つげ材）の印影で外枠が欠けている状態で使用していた。

公印は印影を押すことでその記述が真正なものであることを証明するためのものであることから公印規定で登録している印影と異なった場合には、公印の更新を検討されたい。

措置前の状況

公印の印影の外枠が欠けた状態でしたが、更新せず、そのまま使用し続けておりました。

措置の内容

当該公印については、情報管理課に公印改刻申請書を提出し、作り替えた新しいものを既に使用しております。

今後は、印影を定期的に点検し、必要に応じて更新の手続きをとるよういたします。

【要望事項】

①流用について

国民健康保険税納税通知書製本等委託に関する流用について、予算編成時に見積もり徴取を行った際、仕様書の一部が反映されていない見積書が提出されたことから、少ない額で予算化してしまいました。その結果、予算不足が生じ、流用にて対応していた。

今後、見積もり徴取の際には、仕様書の内容に沿った価格が提示されているかなど、見積もり書の内容確認を徹底し、再発防止に努められたい。

措置前の状況

予算編成時に業者から徴取した見積書の内容確認が不十分であり、見積金額をそのまま予算計上しておりました。また、仕様書の一部記載内容が事業者目線で理解しづらく、見積金額へ反映し難いものとなっております。

措置の内容

再発防止に向けて、令和3年度予算編成においては当該仕様書の記載内容を校正し、改善を図りました。また、予算計上額に誤りが発生しないよう複数人で確認することを今後も徹底いたします。

【要望事項】

②公印の管理状況について

国立市印（方3ミリ・つげ材）の印影がつぶれ、判読不能の状態で使用していた。

公印は印影を押すことで、その記述が真正なものであることを証明するためのものであることから公印規定で登録している印影と異なった場合には、公印の更新を検討されたい。

措置前の状況

公印がとても古く、小さいものであり、清掃しても判読することが難しい状態でした。しかしながら、更新せず、そのまま使用し続けておりました。

措置の内容

今現在、情報管理課と相談し、公印の大きさの変更を含めた更新を検討しております。早ければ、今年度中の更新を予定しております。



【要望事項】

①回議用紙記載について

修繕に関する起案文書について回議用紙中段の伺い文の欄について記載がなかった。

行政管理部情報管理課が発行している文書事務の手引きによれば、伺い文の欄には件名の事案についての処理内容を記載することとなっている。今回の事例のように新規採用職員など、初めての事務を担当する職員には、管理職やその指導を担当する職員が十分に気を配って指導されたい。

措置前の状況

通常業務に加えて、日々情勢が変化する新型コロナウイルス感染症の対応のため、当課全体で事務体制は繁忙・複雑な状況にありました。そのため、起案者及び決裁者ともに十分な確認ができず、記載漏れに気がつくことができませんでした。

措置の内容

今後は、事務体制の状況如何に関わらず、記載漏れがないよう起案者が確認を徹底することに加えて、決裁者とは別に確認者を設けるようにいたします。そのうえで、職位に応じた確認をこれまで以上に強化することで、再発防止に努めてまいります。

【要望事項】

②自転車の状態について

保健センターで保有している自転車のうち一台について、前照灯の破損、車輪のゴムの摩耗やベルが破損していた。

普段使用していないことから、そのことに気が付かず放置していたとのことであるが、そのまま放置することなく、修理するか、廃棄するなどの措置を実行されたい。

措置前の状況

保健センター所有の自転車は複数台あり、そのうち当該自転車は利用頻度が少なく、主だった利用は他の自転車でした。そのため、破損状態等の異常に気がつくことができませんでした。

措置の内容

当該自転車の破損状況等及び利用頻度に鑑みて、修理すべきか、廃車手続きをとるべきか、検討し対処してまいります。また、今後は定期的に所有自転車の状況確認と点検に努めてまいります。

【要望事項】

③委託契約における随意契約について

令和2年度国立市保健センター保健衛生関係事業の実施に伴う国立市医師会及び国立市歯科医師会との委託契約を随意契約とする決裁において随意契約理由の記載がなかった。

決裁を起案する際には、漫然と前例に倣うのではなく、起案する目的や根拠となる法令等に誤りはないかなど、内容確認を怠ることのないよう徹底されたい。

措置前の状況

例年、特段契約内容の変更はなく、国立市医師会及び国立市歯科医師会と契約を取り交わしております。そのため、ご指摘のとおり決裁の内容確認が不十分となり、記載漏れに気がつくことができませんでした。

措置の内容

今後は、随意契約理由の記載漏れがないよう且つ根拠となる法令等に改正などはないか、確認を怠ることがないようにいたします。

また、起案者とは別にほか1名の確認者を設けるようにいたします。そのうえで、職位に応じた確認をこれまで以上に強化することで、再発防止に努めてまいります。

【要望事項】

④会計年度任用職員の勤務実績について

会計年度任用職員のうち2名の勤務実績について、勤務実績簿とタイムカードの打刻が一致していないものがあつた。勤務実績簿は、会計年度任用職員が勤務時間を雇用者と確認する重要な証拠書類であることから厳正に作成されたい。

措置前の状況

日々タイムカードで管理し、集計は本人と担当者と確認しております。しかしながら、勤務実績簿への転記を誤ってしまい、その確認作業が不十分であったため、誤りに気がつくことができませんでした。

措置の内容

今後は、タイムカードの集計結果と勤務実績簿との間に不一致がないかどうか、会計年度任用職員本人と担当者間で確認を行うようにいたします。そのうえで、係長、課長による最終確認を行うことで再発防止に努めてまいります。

以上